



議 長	事務局長	次 長	局 員
			 

令和6年6月10日

伊達市議会議長 様

議員氏名

島 明美



令和6年度政務活動費収支報告について

伊達市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定に基づき、別紙のとおり
令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

別記様式その4（第7条関係）



令和6年度政務活動費収支報告書

議員氏名 島 明美



1 収入

政務活動費 180,000円

利子 0円

2 支出

科 目	金 額	備 考
研修費	0	
調査研究費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	4,000	
広報費	0	
広聴費	0	
事務諸費	0	
その他の経費	0	
合 計	4,000	

備考 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 収入支出差引残額 176,000円

[illegible]

$(1 \diagup 1)$

※ この総括表は「費用区分」ごとに作成し、合計額を収支報告書に転記する。

様式第1号（第3条関係）

会派(議員)名	島 明美
---------	------

支出票

会派代表 承認	経理担当者 承認	議 員
		

整理番号	2		
費用区分 (○で囲む)	研修費 調査研究費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 広報費 広聴費 事務諸費 その他の経費		
支払年月日	令和6年4月15日	支出額	4,000円
経費の内容	日本消費者連盟年間購読料（半年分） （領収書に記載がある場合、記入不要）		
※ 領収書貼付欄（貼りきれないときは裏面へ）			

領收書

960-0688

福島県伊達市保原町みずほ11-5

2024年03月04日

2024-3-16

T6011105003088

代表運営委員 亀山亜土

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-19-207

TEL:03(5155)4765 FAX:03(5155)4767

メール: office.jonishoren.org

WEBSITE: <https://nishoren.net>



件名 普通会員年会費(2023年10月～2024年9月)

小計	消費税	合計金額
8,000円	0円	8,000円

[illegible]

備考

テーマ検索

入会案内

■ 会員になると

- ・貴重な情報満載の『消費者レポート』を月1回お届けします
- ・日消連発行のブックレット等を割引価格で購入できます
- ・シンポジウム・講演会・連続講座などのイベントに会員価格で参加できます
- ・部会※のメンバーとして各分野の活動に参加できます
- ・総会の議決権があります
- ※「食の安全部会」「脱原発・エネルギー部会」「洗剤部会」「環境部会」

■ 年会費

- ・普通会員 8,000円 (申込月から1年間) 『消費者レポート』購読料含む
 - ・維持会員 14,000円 (申込月から1年間) 『消費者レポート』購読料、新刊ブックレット配布含む
- 個人会員制のため法人は会員になれませんが、『消費者レポート』を購読いただくことはできます。購読料年間12,000円 (送料含む)

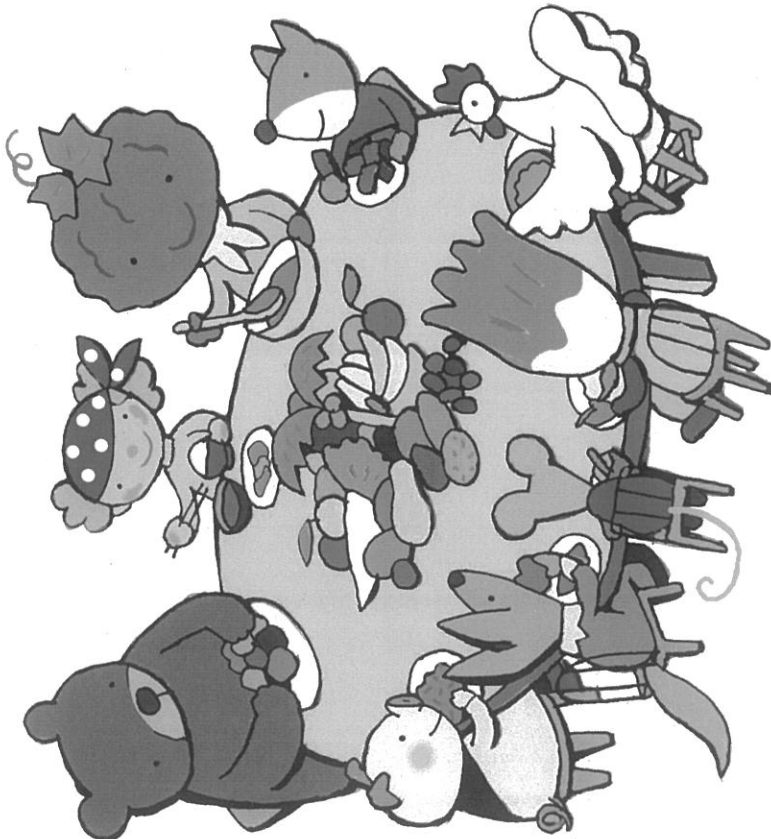
■ 申込方法

こちらのフォームよりお申込みください。
日本消費者連盟 会員入会フォーム
お申込み完了ご確認の後、会費をお振込ください。
その際は振込用紙の通信欄に会員種類 (普通会员、維持会員) を明記いただきますようお願いいたします。
『消費者レポート』の見本誌をご希望の方はご連絡ください。

【振込先】郵便振替口座：00130-0-22957
加入者名：日本消費者連盟

(他金融機関からのお振込)
ゆうちょ銀行 〇九(ゼロイチキョウ)店 当座 0022957番
加入者名 特定非営利活動法人 日本消費者連盟

◆問合せ先◆
特定非営利活動法人 日本消費者連盟 (日消連)



日本消費者連盟

すこやかないのちを未来へ
企業や国家の利益よりも人のいのちや健康を優先する世の中に変えたいと活動しています。

サイト内検索

検索

日消連・日消連の活動・消費者レポート・書籍・出版物・イベント・入会申し込み・サイ

ENGLISH

チャネル日消連

サイ

カテゴリーを選択

新着情報

- NEW 【質問状】ゲノム編集卵 (アレルゲン低減卵) に関する再質問状(牛ヨービー宛) (2024年6月7日)
- NEW 【質問状】遺伝子操作食品の規制を求める公開質問状と意見交換のお願い (2024年6月6日)

NEW 【報告】5月21日開催「ゲノム編集表示を求める自治体議会意見書運動キックオフ集会」

NEW 【運営委員ブログ】「地産地消」の学校給食を (2024年6月3日)
【回答】フードテックに関する公開質問状への回答について(消費者庁) (2024年5月30日)

☑ 新着情報一覧

イベント情報

- 2024年6月22日 シンポジウム「有害化学物質から子どもを守るへ世代を超えて悪影響をもたらす環境ホルモンとは？」
- 2024年5月23日 健康食品の規制を求める緊急市民集会
- 2024年5月21日 地域から表示を変えよう ゲノム編集表示を求める自治体議会意見書運動キックオフ集会
- 2024年4月5月7月 食の未来を考える連続講座・第2弾 (オンライン限定)
- 2024年1月23日 記者会見&院内集会「洗剤メーカーへの署名提出について」

☑ イベント情報一覧

(6) 違法とされた海外視察

一方、前掲の平成27年1月20日岡山地裁判決は、2泊3日の行程のうち初日の友好交流提携協定締結都市との交流行事（視察の主目的であった）のみを考慮し、友好交流目的の主体でも適法としていたが、控訴審の平成27年12月17日広島高裁岡山支部判決は、その他の行程を詳細に検討し、視察地はいずれも友好交流都市ではなく、調査目的が不明であることと視察内容や報告書の記載内容等を考慮すると、私的な観光と認められ、政務調査費が充当された経費の一部を違法支出としている。

実務上も、友好交流行事参加のみの海外視察は少なく、その機会を捉えて何らかの視察調査も行われるのが通常であろう。その内容や報告書の充実が必要である。

5 団体会費

議員活動は幅広く、また、議員が関心を持つ政策課題も多様であることから、議員は、さまざまな種類の団体の活動と関わりを持つことが多い。そして、議員が、政務活動として当該団体の活動に参加することを目的として自ら会員となる場合には、会費に政務活動費が充当されることになる。

一方、議員は、私的な活動又は政務活動以外の政治活動として各種団体の会員になることも多く、団体の目的や活動内容も多種多様であることから、その会費への政務活動費等の充当の可否に疑義が生じることも少なくない。

(1) 基本的な考え方

平成28年4月27日岡山地裁判決等は、団体への会費・寄付金の支出に関し、「当該団体の目的及び活動内容、議員の参加状況等に鑑み、議員がその団体に所属することが議会活動の基礎となる調査研究を目的としたものであり、その活動内容と議会活動との関連性がある場合においては、その支出は違法とはいえない」との基準を示している。

また、平成28年12月27日奈良地裁判決も、「地方議会の議員による調査活動は広範に及び得るものであり、議員が特定の団体に年会費等を支払いそ

の活動に参加することで有意義な調査活動が行われる可能性を否定すべきではないから、年会費等の名目で団体に対する支出がされているからといって、当該支出が使途基準に適合しないと即断すべきではない。そして、原告は、領収書等から認められる支出先の団体名のみから当該支出が使途基準に適合しないと主張するが、支出先の団体が、その名称からして専ら議員の立場を離れた個人的資格において参加すべきものであることが明白であるといえない限り、外形的事実の主張立証は尽くされていないというべき」としている。

さらに、同判決は、「原告は年会費等を支出することによって調査活動を行ったとする議員らが、調査活動を行ったことを裏付ける証拠を議長に提出していないことをもって外形的事実があるといえる」と主張するが、議員にかかる証拠の提出を求める根拠が本件条例及び本件規程にあるわけではなく、採用の限りでない」とも述べている。

なお、団体会費への政務活動費等の充当の可否に関する判例は、あまり多くはない。各議会において、自制的に運用されているため、そもそも争点になっていないものと思われる。

(2) 経費区分

議員が会員になる目的によって、計上すべき経費区分は異なるため、実務上、多少、混乱が見られる。

私見であるが、団体が開催する講演会等への参加を目的として当該団体等の構成員となるために負担する会費等に政務活動費等を充当する場合は、通常、調査研究費又は研修費に計上されるであろう。

また、会員となる目的が他の会員との交流を通じて当該団体の活動分野に関する最新の情報の収集や意見交換であれば、広聴広報費又は会議費での計上も考えられる。もっとも、これらも元々は「調査研究」の一形態であるから、判例に現れた事例も、都道府県では「調査研究費」、市では「研究・研修費」等での計上が多いようである。

なお、調査研究費と研修費のいずれで計上するかについては、会派又は議員が継続的に調査研究の対象とする行政課題等が先にあり、これに関連する活動を行う団体の会員となって当該団体の実践活動や講演会等に参加するこ

とで知見を深めることが目的なら前者、一方、会派又は議員と政策的志向を同じくする団体の会員となることで、当該団体が継続的に実施しているさまざまな活動を通じて、幅広い情報や知見を得たり、行政課題を発見すること等が目的なら後者が適しているのではないかと考える。

いずれの経費で計上するにしても、議員の活動とは多様な関わり方があり得る団体の会費等が使途基準に適合することを説明する上では、(通常は継続的な)会費の支出を必要とする理由、すなわち政務活動の目的を再確認し、その目的に即した経費で計上しておくべきだろう(もちろん経費区分に疑義又は過誤があっても、そのことだけで使途基準違反になるわけではないとするのが判例の大勢である。)

(3) 青年会議所

平成28年3月22日東京地裁判決は、公益社団法人青年会議所の会費及び法人運営費(理事会運営費及び当該法人の区委員会運営費)に政務活動費のうち「研究研修費」が充当されたことの適否が争点になった事案である。なお、支出した議員は、当時、区委員会の委員長を務めており、理事会にも出席していた。

被告は、年会費及び法人運営費は、研修の受講にとどまらず、地域との協働、地域社会の発展に関する調査活動への参加という意味でも、議会の活動との関連性が認められると主張したが、判決は、次の理由から使途基準に適合しないとした。

- ① 研究研修費及び広聴費のいずれにおいても、条例及び内規には、他の団体の運営費や他の団体の年会費自体については、何ら記載がない。
- ② 年会費を支払わなければ、本件法人が実施する研修会等を受講することができなかったとしても、年会費は研究会又は研修会に参加するために要する経費(受講費用)や会派として地域団体の会合に出席する場合の会費相当額そのものではないから、研究研修費や広聴費と同視することはできない。

- ③ また、本件法人の運営費を支出することが、会派が行う活動に関連していたもの(=会派活動と関連性を有する)ともいい難いこと等から、条例別

表の「その他の経費」にも該当しない。本件法人が地域社会の健全な発展に資する事業を目的に掲げていることによっても、この結論は左右されない。

一方、平成26年3月26日大阪地裁判決は、会議費として支出された青年会議所の会費(のみ)について、支出した議員が「市民の市政参画を学ぶ目的で、当該会費を支払い、当該団体への参加を通じて、商店街の活性化や区政の充実を実現するための方法等を学習した」旨を主張し、陳述書も提出したところ、判決は、陳述等に格別不合理な点はなく、費用の額も相当であるとして、使途基準に違反しないとした(控訴審でも維持)。

両事例の相違点は、政務活動費等を支出する目的(研修会等の受講か、活動への参加か)と対象経費の使途との関係が整合性をもって説明され、合理的と認められたか否かにあるように思われる。

(4) ライオンズクラブ

平成28年3月11日東京地裁判決は、「視察・研修費」からTライオンズクラブの年会費、特別会費が支出されていた事案である。同判決は、視察・研修費について、

- ① 所属政党の研修会及び報告会にかかる経費は使途基準外である

また、

- ② 視察又は研修先であるとされる団体が、議員の視察対象となる事業又は研修事業を行っていない

など、その活動内容に照らし政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠く場合の支出も使途基準外であることが事実上推認されるところの判断基準を示した上で、「Tライオンズクラブは、奉仕活動事業を行う社会奉仕団体であって、正会員及び賛助会員の支払う会費等から事業費を拠出しているものであるから」との理由で②に該当すると認定し、この推認を覆す主張・立証がされていないので違法支出であるとした。

(5) 公益的団体

公益的活動を行う団体は、その目的や事業内容から調査研究活動との関連

※返納通知書兼領収書貼付欄

返 納 通 知 書 兼 領 収 書

〒	960-0688	(020487)
住所	福島県伊達市保原町みずほ 1 1 番地 5	
氏名	島明美 様	
	伝票番号	000646 - 03
年 度	令和06年度	通知書番号 00000022
担当課	000100 議会事務局	
金 額	176,000 円	
摘 要	令和 6 年度政務活動費補助金上半期交付分会派構成変更に伴う戻入 (島明美)	
会 計	01	一般会計
款	01	議会費
項	01	議会費
目	01	議会費
事 業	020564	政務活動費交付事業(自治体経営)
節	18	負担金、補助及び交付金
細 節 (細々節)	00201	政務活動費補助金
返 納 期 限	令和 年 月 日	
上記の金額を納期限までに 納入してください。		
福島県伊達市長 須田 博行		
		
上記の金額を領収しました。	領 収 日 付 印	
福島県伊達市会計管理者		
分任出納員		
取扱金融機関		

(納付者保管)